

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530221

研究課題名（和文）正規・非正規雇用間処遇格差是正のための労働市場政策と労働法制に関する理論研究

研究課題名（英文）Theoretical Analysis of Labour Market Policies and the Employment Protection Legislation on Non-Regular Employment.

研究代表者

福島 淑彦（FUKUSHIMA YOSHIHIKO）

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：80367680

研究成果の概要（和文）：

本研究の理論モデルから導き出された結論は、厳しい解雇規制と低い失業手当という組み合わせが社会的厚生水準を最大にするということである。但し、この帰結は解雇規制の厳しさと労働者の離職率がトレード・オフの関係にあるという仮定に依存している。仮に、解雇規制の厳しさと労働者の離職率との間にトレード・オフの関係が成立しないならば、解雇規制が全く存在しない時に雇用労働が最大となり、社会的厚生水準は最大となることを本研究の理論モデルで示した。

研究成果の概要（英文）：

The theoretical model in this research shows that social welfare is maximised when the employment protection legislation is the strictest and the replacement ratio is the lowest. This result depends on the assumption that the quit rate is negatively related to an increase in the strictness of the employment protection legislation. If the quit rate and the strictness of employment protection are positively related, social welfare is maximised when there are no employment protection.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・応用経済学

キーワード：労働経済学 経済理論

1. 研究開始当初の背景

- (1) 1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、日本企業が非正規労働者の割合を増加させることによって雇用調整力を高めてきた。
- (2) 1990年代初頭には全就業者の約2割が非正規雇用であったのが、2008年時点では3割強にまで非正規労働者の割合が

増加した。

- (3) 低賃金・低所得の非正規雇用の増加に伴い正規雇用・非正規雇用間の処遇格差が拡大していた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本で全労働者の3割強までに増加し続けている非正規雇用に注目

し、正規雇用・非正規雇用間の処遇格差の是正・解消の方策について研究することである。具体的には、北欧諸国の労働市場政策と労働法制に着目して理論モデルを構築し、正規雇用・非正規雇用間の処遇格差を是正・解消する労働市場政策と労働法制の最適な組み合わせを提示することを最終目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、大きく下記の三つのフェーズに分類できる。

- I 正規雇用・非正規雇用間の処遇格差という観点からの日本労働市場、労働市場政策、労働法制の現状に関する調査・研究
- II スウェーデン及びデンマークの正規雇用・非正規雇用間の処遇格差を生じさせてこなかった労働市場政策及び労働法制に関する調査・研究
- III 「労働者の権利を守り労働者を保護すること」と「労働市場の柔軟性・流動性を高めること」を同時に達成可能な労働市場政策と労働法制の最適な組み合わせに関する理論研究

始めに文献調査を中心に日本、スウェーデン、デンマークの労働市場、労働市場政策、労働法制の現状がどのような状況にあるのかについて調査・研究を行った。フェーズ II に関しては、文献調査に加えて、2009年7月に両国を訪問し、労働市場政策や労働法制を担っている両国の中心省庁に加えて、両国の労働経済学者に対してヒアリング調査を行った。ヒアリング調査を行った省庁は、スウェーデンでは、Ministry of Industry, Employment and Communications (Närings departmentet)、デンマークでは、Ministry of Employment (Beskæftigelsesministeriets departement)である。フェーズ I とフェーズ II の調査・研究を踏まえフェーズ III として、理論モデルの構築を行った。

4. 研究成果

(1) フェーズI及びフェーズIIの研究成果

日本、スウェーデン、デンマークにおける雇用保護法制と労働市場の状況や労働市場政策について研究結果をまとめる。OECDはOECD諸国の雇用保護法制の厳しさを指標化している。以下で用いられる図は、横軸に正規雇用労働者及び非正規雇用労働者全体に対する雇用保護法制の厳しさをOECDが指標化したSEPL(version 1)を、縦軸にはそれぞれの国の有期雇用労働者の割合、失業率、労働市場政策への政府支出をとって、各国の雇用保

護法制の厳しさと労働市場の状況をプロットしたものである。

①日本

1985年から2008年までの期間における日本での雇用保護法制の変更は、有期雇用労働者に対してのみ行われた。同期間で、正規雇用労働者に対する雇用保護法制の変更は全く行われていない。1985年以降の日本における雇用保護法制の緩和は、有期雇用労働者に対する雇用保護法制によるものである。具体的には、1996年と1999年に行われた労働者派遣法の改正による「派遣業務及び派遣期間の緩和」である。その結果、全体での雇用保護法制の厳しさを表すOECDの指標SEPL(version1)の値は1985年の1.84から2008年には1.43まで低下している。

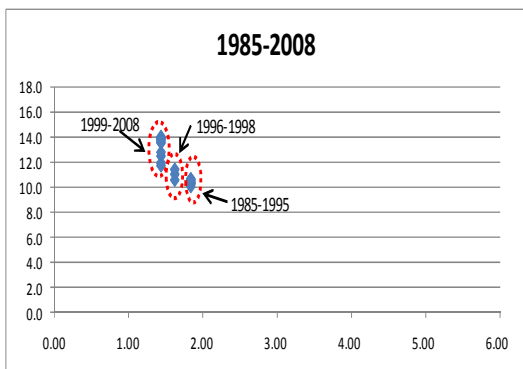
図1(1)は労働者全体のSEPL(version1)と有期雇用労働者の割合をプロットしたものである。図1(1)から明らかなように、有期雇用労働者に対する労働者保護法制の緩和に伴い、有期雇用労働者の割合は増加している。一方、図1(2)が示すように、労働者保護法制の緩和に伴い失業率は上昇している。3.1節で論じたように有期雇用労働者の労働者保護法制の緩和は有期雇用労働者の雇用を増加させる一方で、正規雇用労働者の雇用を抑制させる。図1(2)の関係は、有期雇用労働者増加の効果よりも、正規雇用労働者の雇用抑制効果の方が大きかったことを示している。つまり、有期雇用労働者の労働者保護法制の緩和はかえって失業者を増加させているのである。

図1(3)及び図1(4)は雇用保護法制の厳しさと失業率1%あたりの受動的労働市場政策の支出、積極的労働市場政策の支出の値をプロットしたものである。図1(3)及び図1(4)から明らかなように、日本では雇用保護法制の緩和にもかかわらず失業保険に代表される受動的労働市場政策の支出も、教育・職業訓練に代表される積極的労働市場政策の支出も1985年以降減少し続けている。雇用保護法制の緩和と失業時のサポートの縮小を同時に行うということは、失業時の労働者の厚生水準を大幅に低下させることを意味する。労働者の厚生水準を一定に保つという観点からは、雇用保護法制の緩和を行うのであれば、同時に失業時のサポートを充実させる必要がある。また、雇用保護法制を厳しくし労働者が失業者とならないように企業内に留めるのであれば、失業時のサポートを縮小させても労働者の厚生水準は低下しないであろう。図1からわかることは、(i)日本では雇用保護法制の緩和により有期雇用労働者は増加したが、そ

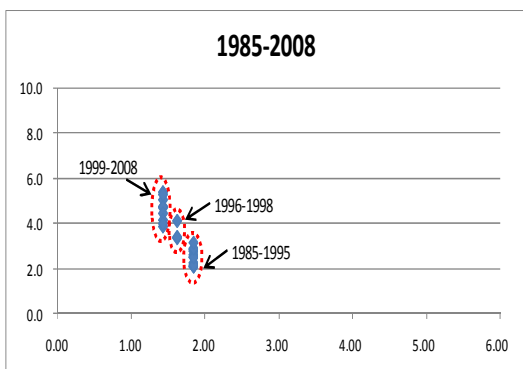
れが必ずしも失業率の低下には寄与していないということ、(ii)雇用保護法制の緩和と同時に失業時の労働者のサポートを金銭面でもサービス面でも縮小させてきた、ということである。

図1 日本の労働者保護法制の厳しさと労働市場

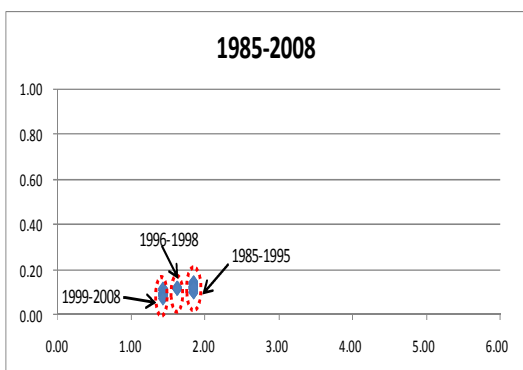
(1) 有期雇用労働者割合



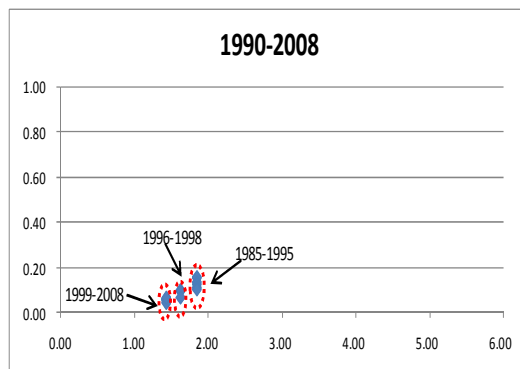
(2) 失業率



(3) 受動的労働市場政策



(4) 積極的労働市場政策



出所：OECD Stat のデータをもとに作成。

② スウェーデン

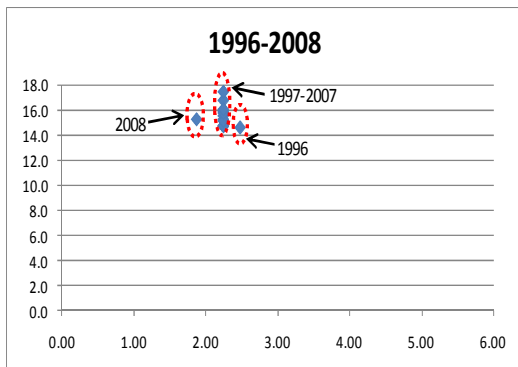
1985年から2008年までの期間におけるスウェーデンでの雇用保護法制の変更は、正規雇用労働者に対しては1993年に一度、有期雇用労働者に対しては1993年、1997年、2008年の三度行われている。特に、有期雇用労働者に対する雇用保護法制の緩和が著しかった。有期雇用労働者に対する雇用保護法制の厳しさを表すOECDの指標の値は1985年に4.08であったものが、2008年には0.88まで低下している。正規労働者については1985年の2.90から2008年には2.86へと若干緩和された程度である。

有期雇用労働者に対する雇用保護法制が大幅に緩和されたにもかかわらず、図2(1)が示すように、有期雇用労働者の割合は若干増加した程度である。しかし、図2(2)からは労働者保護法制と失業率との間には明確な関係を見出すことはできない。スウェーデンでは、失業率が急激に上昇した1993年と1997年に雇用保護法制の緩和が行われている。特に有期雇用労働者に対する雇用保護法制の緩和は急激であった。1985年から1992年まで4.08であった有期雇用労働者に対するSEPLが、1993年には2.08へ、さらに1997年には1.63へと大幅に減少している。失業対策として雇用保護法制の緩和のみが効果があったわけではないであろうが、1998年以降2008年まで失業率は減少し続けている。図2(3)及び図2(4)から明らかなのは、失業保険に代表される受動的労働市場政策の支出と職業斡旋や教育・職業訓練に代表される積極的労働市場政策の支出の両方が、日本同様、1985年以降減少続けているということである。それでも日本の支出水準と比べてはるかに多くの政府支出が失業者対策としてスウェーデンでは支出されている。スウェーデンの労働政策の特徴は、積極的労働市場政策に雇用・失業対策の重点が置かれ続けてきている点である。総労働市場政策支出に占

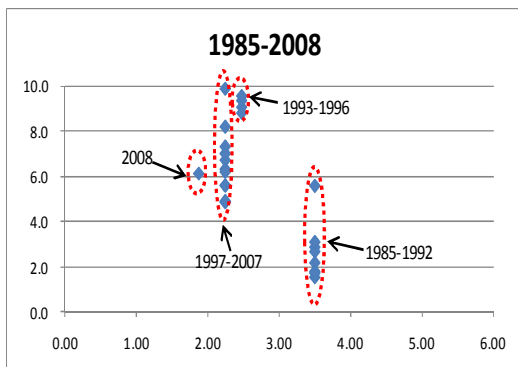
める積極的労働市場政策の支出割合は OECD 諸国内で最も高く、2008 年には総労働市場政策支出の 7 割近くを積極的労働市場政策の支出が占めていた。つまり、スウェーデンでは主に教育・職業訓練に代表される積極的労働市場政策によって失業者のサポートを行ってきたのである。積極的労働市場政策に失業対策の重点を置くということは、長期的に労働生産性を高め、実質賃金の上昇を実現しようとすることを意味する。つまり、スウェーデンでは長期的視点に立って失業者の厚生水準の向上を図ってきたと言える。

図 2 スウェーデンの労働者保護法制の厳しさと労働市場

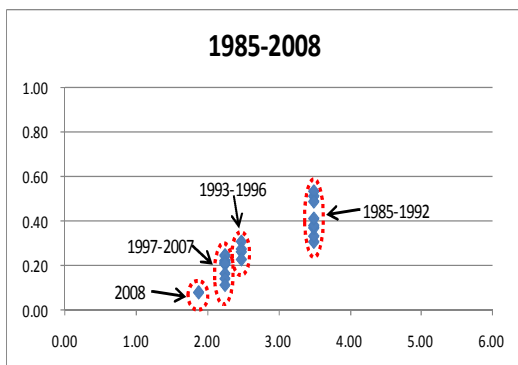
(1) 有期雇用労働者割合



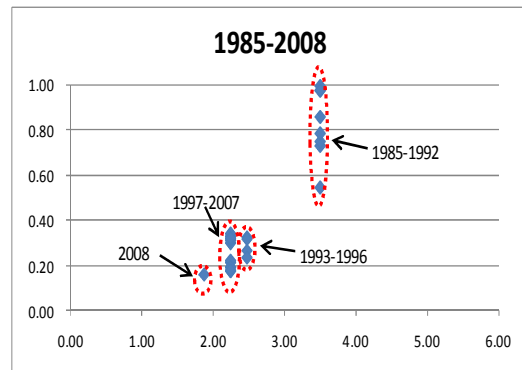
(2) 失業率



(3) 受動的労働市場政策



(4) 積極的労働市場政策



出所：OECD Stat のデータをもとに作成。

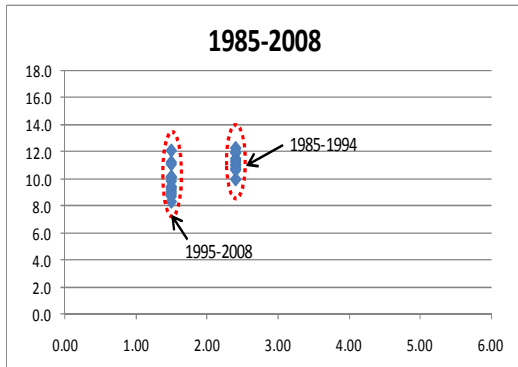
③ デンマーク

1985 年から 2008 年までの期間で、デンマークで行われた雇用保護法制の変更は、正規雇用労働者及び有期雇用労働者の両者に対して 1995 年に一度行われているのみである。特に、有期雇用労働者に対する雇用保護法制の緩和は著しかった。有期雇用労働者に対する雇用保護法制の厳しさを表す OECD の指標の値は 1985 年に 3.13 であったものが、1995 年に 1.38 まで低下した。正規労働者については 1985 年の 1.68 から 2008 年には 1.63 へと若干緩和されただけである。

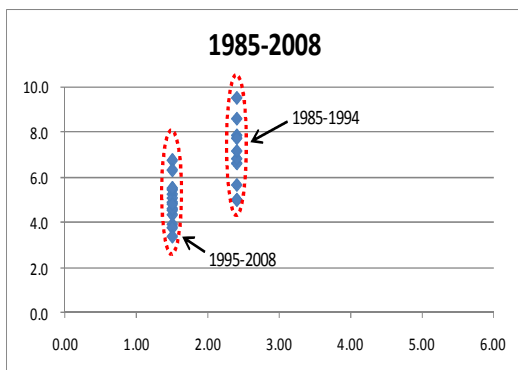
有期雇用労働者に対する雇用保護法制が大幅に緩和されたにもかかわらず、スウェーデン同様有期雇用労働者の割合は大幅には増加しなかった。むしろ、有期雇用労働者の割合が減少傾向にあることを図 3 (1) は示している。失業率についても 1995 年以降、減少傾向にあることが図 3 (2) から明らかである。図 3(3) 及び図 3 (4) から明らかかなことは、雇用保護法制の緩和を行うと同時に、失業保険に代表される受動的労働市場政策の支出を減少させ、代わりに職業斡旋や教育・職業訓練に代表される積極的労働市場政策の支出を増加させてきたことである。つまり、労働市場政策の重点を受動的労働市場政策から積極的労働市場政策へと移してきたのである。これは、デンマークで展開されている失業保険受給に伴うモラルハザードを防止する目的で行われはじめた「アクティベーション・プログラム」の結果である。「アクティベーション・プログラム」は積極的労働市場政策の支出を増加させるが、一方で失業者のモラルハザードを防ぎ、より迅速に職に就かせる効果を有しており、結果として受動的労働市場政策の支出が減少することとなったのである。

図3 デンマークの労働者保護法制の厳しさと労働市場 (2) フェーズIIIの研究成果

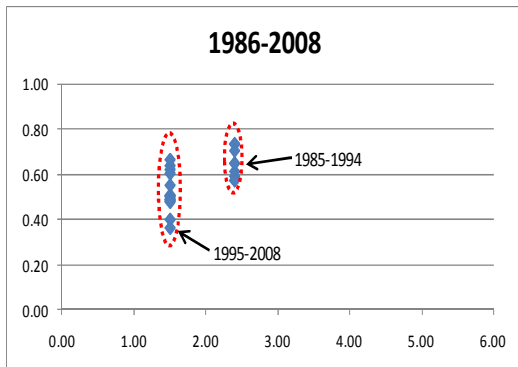
(1) 有期雇用労働者割合



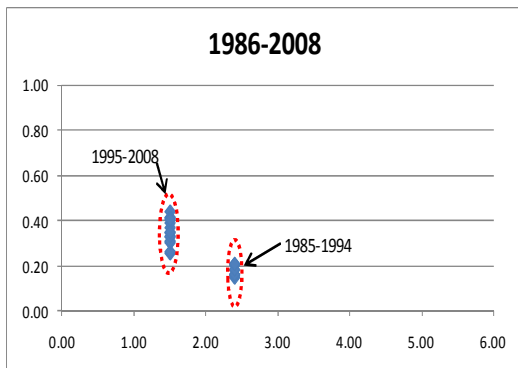
(2) 失業率



(3) 受動的労働市場政策



(4) 積極的労働市場政策



出所：OECD. Stat のデータをもとに作成。

一般均衡モデルを用いて、解雇規制のマクロ経済効果を理論的に分析した。労働者の賃金及び雇用水準は、労働需要曲線と賃金曲線 (wage-setting curve 或いは wage curve) の交点で決まるというシンプルな枠組みを用いた。労働需要曲線は企業の利潤最大化の行動から導出し、賃金曲線は Manning(1991、1993) が用いたナッシュ交渉モデルによって導出する。モデルでは雇用量を調整するためのコストをパラメーターとして設定し、解雇規制の厳しい場合にはこのパラメーターの値が大きいたとした。つまり、パラメーターの値が大きければ大きい程、解雇規制が厳しく労働者の解雇が困難でコストがかかる。分析ではこのパラメーターの値が増加(減少)した時に、賃金、雇用、失業にどのような影響があるのかを分析したうえで、社会的厚生水準を最大にするような解雇規制の厳しさと失業時の所得補償水準の最適な組合せについて分析を行った。モデルから導かれた結論は以下のとおりである。

解雇規制が厳しくなると雇用労働者は増加し、失業者は減少する。解雇規制が厳しくなることは企業にとって解雇のコスト、雇用調整のためのコストが増加することを意味する。解雇規制が厳しくなることに伴う追加的なコストを企業は労働者の賃金減少という形で賄う。つまり、解雇規制が厳しくなることに伴う追加的なコストを労働者が負担することになるのである。一方で、解雇規制が厳しくなった結果、雇用労働者の離職率は低下し、離職せずに働き続ける雇用労働者数は増加するため、失業は減少する。就業・失業間の労働移動が活発に行われなくなったという意味で、労働市場の流動性が低下するのである。解雇規制が厳しさを増すことによる失業者も含めた労働者全体の厚生水準への影響は、相反する二つの効果に依存している、つまり、雇用の拡大は労働者全体の効用を高める方向に働くが、賃金の下落は労働者全体の効用を低下させる方向に働き、ネットでの効果は一般に確定できない。

社会的厚生水準は雇用量が大きいほど高い水準となる。また失業手当給付率が低い水準であればある程、雇用量は大きくなる。つまり、失業手当給付率が小さければ小さい

ほど、社会的厚生水準を最大にする雇用量の水準は高くなり、結果として社会的厚生水準も高いものとなる。失業手当給付率が低いということは失業時の効用が低いということで、就業している時と失業している時の効用の差が大きくなることを意味している。つまり、失業手当給付率の低下は雇用労働者にとっての留保賃金が低くなること、或いは労働者の就業へのインセンティブが高まることを意味し、結果として賃金の低下及び雇用の拡大をもたらすのである。

以上をまとめると、失業手当給付率が低ければ低いほど、また解雇規制が厳しければ厳しいほど、雇用量が大きくなり、結果として社会的厚生水準が最大となる。つまり、理論モデルから導き出された結論は、厳しい解雇規制と低い失業手当という組み合わせが社会的厚生水準を最大にするということである。但し、この帰結は解雇規制が厳格化されると労働者の離職率が低下するという仮定に大きく依存している。仮に、解雇規制の厳格化と労働者の離職率との間にトレード・オフの関係が存在しないならば、解雇規制がまったく存在しない時に雇用労働が最大となり、社会的厚生水準は最大となることが理論モデルから示された。

以上

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

- ① 福島淑彦、2011 年、解雇法制と労働市場、*早稲田大学政治経済学雑誌*、第 377 号 P. 2 - P.9. (査読無)
- ② 福島淑彦、2011 サムハル(Samhall) - スウェーデンにおける保護雇用の取り組み、*Business Labour Trend* 2011. 3、P. 58 - P. 63. (労働政策研究・研修機構) (査読無)
- ③ Yoshihiko Fukushima, 2010, Self-Employment and Labour Market Outcomes、*Waseda Journal of Political Science and Economics* No. 378-379 P. 129 - P. 138. (査読有)
- ④ Yoshihiko Fukushima, 2010, Employment Protection Legislation and Labour Market Outcomes、*Global Business & Economics Anthology*, Volume I, March

2010, P. 258 - P. 267. (査読有)

- ⑤ 福島淑彦、2010 年、解雇法制と労働市場、*早稲田大学政治経済学雑誌* 第 377 号 P. 2 - P.9. (査読無)
- ⑥ Yoshihiko Fukushima, 2008, Non-regular Employment and Labour Costs、*早稲田大学大学院 公共経営研究科 公共経営研究 e* 第一号 P. 1 - P. 17. (査読無)

[学会発表] (計 8 件)

- ① 福島淑彦、2010 年、「労働市場の制度と労働市場政策」、社会政策学会第 121 回全国大会 (愛媛大学)。
- ② Yoshihiko Fukushima, 2010, Self-Employment and Labour Market Outcomes Value 2010 International Conference. (Johannesburg Univ.) .
- ③ 福島淑彦、2010 年、「創業・起業支援政策と雇用」、社会政策学会第 120 回全国大会 (早稲田大学)。
- ④ Yoshihiko Fukushima, 2010, Employment Protection Legislation and Labour Market Outcomes、*Business & Economics Society International 2010 Conference* (Bahamas) .
- ⑤ 福島淑彦、2009 年、「北欧諸国における労働市場政策と労働規制」、社会政策学会第 118 回全国大会 (日本大学)。
- ⑥ Yoshihiko Fukushima, 2008, Non-regular Employment and Labour Costs, The 8th International Academic Seminar for Universitie (北京大学) .
- ⑦ 福島淑彦、2008 年、「正規・非正規雇用と雇用コスト」、日本経済学会春季全国大会 (東北大学)
- ⑧ 福島淑彦、2008 年、「北欧諸国における若年労働者向け労働市場政策」、社会政策学会第 116 回全国大会 (国学院大学)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福島 淑彦 (FUKUSHIMA YOSHIHIKO)
早稲田大学 政治経済学術院・教授
研究者番号：80367680

(2) 研究分担者 無し。

(3) 連携研究者 無し。